

2017年 夏号

おおぞら

No.33

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目6番地 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705
URL <http://www.ozoralaw.com/>



オロロンラインから利尻富士を望む

悲しいくらい、政（まつりごと）が劣化している。

政治家が、嘘をつき、説明をしない、説明できない。それに加えて、有権者らを見下し、傲慢な発言を繰り返す。

民主主義は、相手方（少数者）との、丁寧な対話と議論の元で、物事をとりすすめること。だから説明をすることが、その基本である。それなのに、権力は、あの人たちは、そのことをおごなりにしたままだ。そうして、中身のない空虚な言葉が飛び交う中で、再び強行採決が行われた。

だから、私たちは、怒っている。

それにもかかわらず、こともあろうにあの人は、私たち有権者に向かって、「こんな人たちに負けるわけにはいかない!」と、声を張り上げた。

あまりに軽率、そして稚拙。相手方を敵として峻別する権力には、丁寧な対話は到底期待できない。

こんな人である私たちは、言論の自由を尊重する社会を共に生きていることを、あの人たちにも訴え続けなければならない。それが、私たちの義務なのだ。

またしても豪雨被害が各地で頻発した。亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

そして、北海道も例年になく暑い夏が続いています。どうぞご自愛ください。

2017年8月 札幌おおぞら法律事務所 一同



法定相続情報証明制度を 申請してみました

弁護士 川島 英雄

今年の5月から、「法定相続情報証明制度」という制度が始まりましたが、皆さんご存知でしょうか？

誰かが亡くなり、相続が始まると、通常は法定相続人が亡くなった方の権利義務を引き継ぐことになります。そのため、例えば、亡くなった方の預金を解約したいという場合には、基本的に相続人全員で手続きをしなければなりません。その際には、法定相続人が誰であるのかということを確認するため、戸籍謄本などを遡って集めて提出する必要があります。

今回始まった法定相続情報証明制度は、一度戸籍などを集めて法務局に申請すれば、法務局から証明書を発行してもらえるようになり、この証明書さえあれば、戸籍謄本などを集め直す必要がなくなるというものです。しかも、証明書の発行には費用がかかりませんので、戸籍取り寄せの手間や時間だけでなく、費用の節約にもなります。

たまたま、私自身が法定相続人として手続きをする必要が生じたので、つい先日、自分で法定相続情報証明制度を申請してみました。法務省のサイトから書式をダウンロード

し、家族に協力してもらって戸籍謄本などを集め、「法定相続情報一覧図」という家系図のようなものを作成して、その他の必要書類と一緒に法務局に直接持参しました。すると、思いのほかスムーズに手続きが進み、全部で1時間もかからず手続きが終わりました。後日、証明書も無事郵送で届きました。

弁護士である私がやってみたい限りでは、非常に簡単な制度だと思いました。手間や時間、費用の節約になるので、利用する価値があると思いました。もっとも、一度は戸籍謄本などを遡って集めなければなりませんし、「法定相続情報一覧図」を作成しなければなりません。弁護士などの専門家でなく普通の方でも申請は可能ですが、戸籍の収集から一覧図の作成までをご自身で行うのは大変なものです。ですので、相続の手続きのときには、弁護士を利用することもぜひ考えてみてください。



北海道のすみずみまで 法的サービスを！

弁護士 小林 杜季子

「司法過疎地域」という言葉を聞いたことはありますか？身近に弁護士がいないために、弁護士に相談したり、紛争の解決を依頼することができない地域、市民の方が法的サービスを受けることが困難な地域のことです。

弊所の弁護士は札幌弁護士会に所属していますが、その札幌弁護士会がカバーしている自治体は66自治体ありますが、そのうち弁護士不在の自治体は44もあるのです。その地域の方は、弁護士に相談してみたいことがあっても、気軽に相談することが難しいのです。

そこで、札幌弁護士会の地域司法対策委員会が、平成23年度から弁護士不在自治体での無料法律相談を開始しました。現在は、34の自治体で、定期的に無料相談を実施しています。

私も、地域司法対策委員会の無料法律相談に参加しています。私の担当は、月形・浦臼・奈井江・赤平・歌志内・上砂川です。

実際に相談を受けると、弁護士からの説明で紛争にならずに済んだケースや、対応に困っていたが解決方法が分

かったと言ってくださるケースが、度々あります。たとえ事件の依頼に至らなくても(笑)、法律相談だけで紛争を事前に解決できたり、問題解決に貢献できたのであればと、法律相談の意義を実感し、やりがいを感じることができます。

ちなみに、私は車を持っていないので、JRを利用してはいるのですが、移動時間も含めると1日がかりのこともあります。普段札幌で仕事をしていると、なかなか足を運ぶことのない自治体もあるので、車を持っていれば、土地の名産とかおいしいものを求めてドライブができるのですが、私は、汽車でのプチ旅行を楽しむことにしています。



訪問取引お断りステッカー！

弁護士 小泉 純

皆さんは、いきなり自宅に業者が訪問してきて、布団や健康食品などを買わないかと勧誘されて、困った経験はありませんか？このような訪問販売で、なかなか断れずに、本当は欲しくないのに買ってしまった経験がある方もいるかと思います。

札幌弁護士会の消費者保護委員会では、訪問販売などの取引の勧誘を予め断りたいと考えている消費者の方を支援するために、訪問取引お断りステッカーを作成しました。このステッカーの効果については、ステッカーを無視して契約を勧誘する行為は、北海道消費生活条例 16 条 1 項に違反することになり、そのような勧誘行為を行っている事業者については行政による調査や公表が行われる場合があります。

残念ながら、当該条例に違反しても、それだけで契約を無効にしたり、取り消したりするということにはなりません。業者に対する抑止効果はあります。

もし契約をしてしまった場合には、訪問取引の場合、多くのケースでは 8 日間はクーリングオフという制度で、契

約をなかったことにすることができます。また、8 日間を過ぎてしまっても、クーリングオフが出来る場合がありますし、クーリングオフ以外にも契約を解除したり、取消したりできる場合もあります。

最近では、自宅のリフォームの際のトラブルや、インターネットでのトラブルが増えています。このようなトラブルに巻き込まれた場合、誰にも相談せずに一人で解決しようとしてしまい、事態が悪化してしまうケースも多いです。そのため、上記のような消費者トラブルに巻き込まれた場合には、早期の対処が必要となる場合もありますので、一人で悩まずに、気軽に弁護士に相談して欲しいと思っています。



将棋大会 2

弁護士 土田 史



今年の 4 月 29 日（土）に北海道将棋会館で朝日全道職場対抗将棋大会がありました。札幌弁護士会将棋部からは 3 チームが参加しました。S クラス（フリークラス）が 1 チーム、B クラス（初段以下）が 2 チームです。1 チームが 3 名なので 9 名参加しました。

昨年のこの時期にも朝日全道職場対抗将棋大会に参加しました。その時は 2 チーム（6 名）での出場だったので、参加人数が増え、次第に盛り上がっている将棋部を嬉しく感じられました。

私は、B クラス（初段以下）で出場しました。昨年と同じ B クラスでの出場でした。昨年は同じ B クラスで 1 勝 3 敗でしたが、今年は 3 勝 1 敗でした。少しは実力が上がったかもしれません。チームとしては準優勝でした。来年は A クラス（3 段以下）に出場したいところです。来年は、私の好きな戦法「石田流三間飛車戦法」がどこまで通用するか今から楽しみです。将棋好きは、多くの場合、警戒して得意戦法を明かさないことが多いですが、私を警戒する人はほとんどいないので大丈夫でしょう（笑）

将棋部は、2015 年（平成 27 年）12 月に私の弁護士登録と同時に立ち上げ、今では月に 1 回の例会には 10 人程度の人数が集まるようになり、酒を飲みながら楽しく将棋を指しています。酒が進むと王手を指されて王手で返すという反則技をしてしまいましたが、ご愛敬です。

最近は藤井聡太四段のおかげで将棋も注目されており嬉しいところです。これからもコツコツと仕事の合間を見ながら将棋の勉強も続けて行きたいものです。一生楽しめそうな趣味を持つことは本当に幸せなことだと思います。



司法修習生挨拶

第70期 板谷 直人



川島英雄先生の下で司法修習をさせていただいている板谷直人と申します。

司法修習のうち弁護士の下で修習をさせていただく期間は2ヶ月間です。川島先生の下での修習は始まったばかりですが、日々の弁護士業務、弁護団活動、委員会活動など、お忙しく動き回る川島先生の様々な活動に立ち会わせていただきました。裁判所における修習では得ることのできない多くのことを見聞きし、経験することを通じて、充実した修習生活を送っております。

特に、弁護士の先生方が、多忙なスケジュールを過ごしているにもかかわらず、決して手を緩めることなく依頼者のために真摯に働く姿が印象的であり、このような先生方の姿を間近で見る機会をいた

だけていることは、何より貴重なことと感じております。

ところで、私は最近、修習の仲間と共に襟裳岬まで行ってきました。私は、生まれてからずっと北海道で生活しておりますが、襟裳岬に行ったのは初めてであり、知っているものの北海道の中でも、まだまだ知らない世界が多いことを実感します。

これからの札幌おおぞら法律事務所での修習も、知らない世界に触れ、多くの得難い経験のできる、有意義で貴重な修習とすべく努力していきたいと思っております。

私たちは、

引き続き「共謀罪」の制定に抗議し、速やかな廃止を求めています！

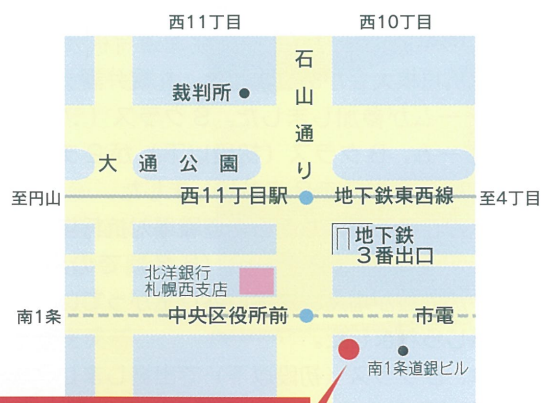
札幌弁護士会

検索

事務所からのお知らせ

- ・ 8月11日（金）から8月15日（火）までお盆休みとさせていただきます。
- ・ 相談は予約制です。必ず前もってお電話をいただき、ご予約いただいてからお越しください。
- ・ 相談料は1時間まで5,400円（税込）です。
- ・ **初めての方は最初の30分のみ無料です**（法テラスの法律相談援助などを利用できる場合を除きます。）。
- ・ 法テラスの法律相談援助や弁護士費用保険などを利用できる場合があります。
- ・ ホームページを開設していますので、詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.ozoralaw.com/>



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目6番地タイムスビル3階

TEL. 011-261-5715 FAX. 011-261-5705

営業時間 平日9:00~17:30